

## 横浜の臨海埋立地と首都圏整備法・工業等制限法の関係

田口俊夫（NPO 法人田村明記念・まちづくり研究会副理事長）

2019年8月10日

2020年3月20日加筆

SD 別冊 11 号『横浜＝都市計画の実践的手法』鹿島出版会 1978 年 11 月 20 日発行で、池田武文が「金沢臨海都市建設」同 pp.80/81「都市工業の発展と環境の良い魅力ある都市づくりが両立しようと考え、国の政策に逆らって市独自の事業を軌道に乗せるため、国に働きかけ金沢埋立地を工場適地に指定し、工業等制限区域編入の除外をはかってきた」と述べている。その年表で、1971（昭和 46）年 3 月工場立地法のもとづく工場適地指定を受けたとあるが、「工場適地指定」は法律上、意味不明で存在しない。

また、そもそも金沢地先埋立事業を開始するに際して、工業等制限区域に埋立地が入るかどうかの調整が如何に行われていたのかも不明であった。また、SD 別冊年表でいう「昭和 47 年 9 月工業等制限法改正により金沢地先埋立地が制限区域に入ることを附則で 6 年間除外」の除外根拠も不明であった。その「6 年間」がいつから始まるのか、その間に工場移転は完了できたのか、も不明である。以上の点を検証してみた。

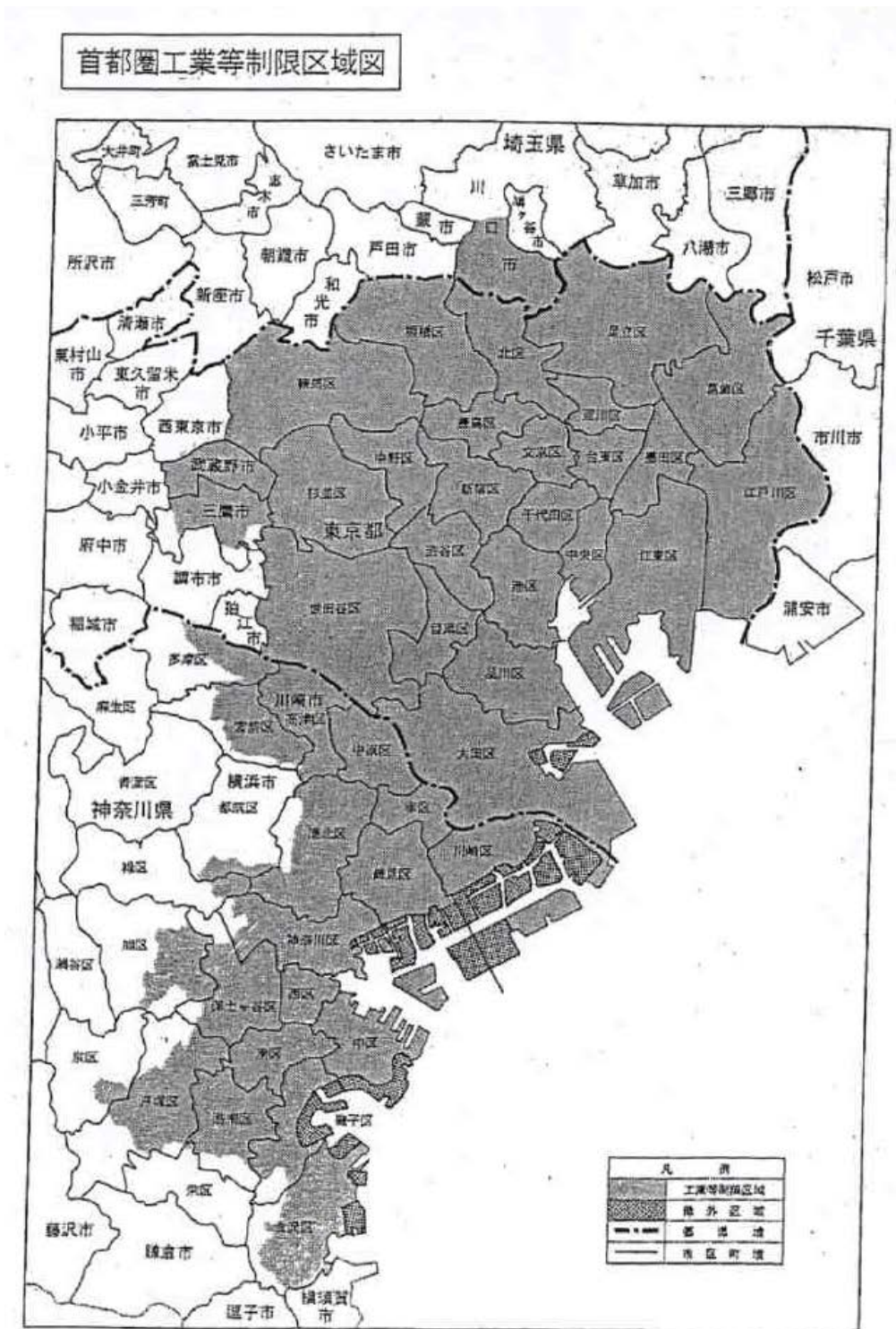
なお、首都圏整備法と工業等制限法に対する駆け引きを、横浜市企画調整局の田村明が東大教授の高山英華や経済企画庁の下河辺淳等を通じて仕掛けた、という仮説を田口が考える。

- 1956（昭和 31）年法律第 83 号「首都圏整備法」制定、「既成市街地」は東京区部のみで、「既成市街地」とは、首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する区域をさす。
- 1957（昭和 32）年、横浜市『首都圏における既成市街地整備計画（自昭和 32 年度至昭和 41 年度）概要説明書』を作成し、首都圏整備法の枠組みで横浜市の整備を行い、東京で抑制される産業の受け入れ準備として臨海工業地帯の拡大を計画する。
- 1959（昭和 34）年、「既成市街地における工業等の制限に関する法律（以下「工業等制限法」という）」制定、制限区域はまだ都内のみで、既成市街地のうち、東京都の特別区、武蔵野市又は三鷹市の区域に属する区域のみ。ただし、政令で定める区域を除く。法律の規制対象となる工場とは、製造業（物の加工業を含み、政令で定める業種に属するものを除く）の用に供する工場の作業場（定められた業種で一定基準面積以上）をいう。
- 1959（昭和 34）年、「工場立地の調査等に関する法律」制定、生産施設の面積/緑地/環境施設について届け出/受理、「工場適地」指定の条文はない。工場立地法(昭和 34 年 3 月 20 日、法律第 24 号)（最終改正 平成 28 年 5 月 20 日）元は「工場立地の調査等に関する法律」で、昭 48 年法律 108 号工場立地法に改称
- 1964（昭和 39）年 12 月 15 日政令第 365 号、工業等制限区域に横浜市（部分）を追加、

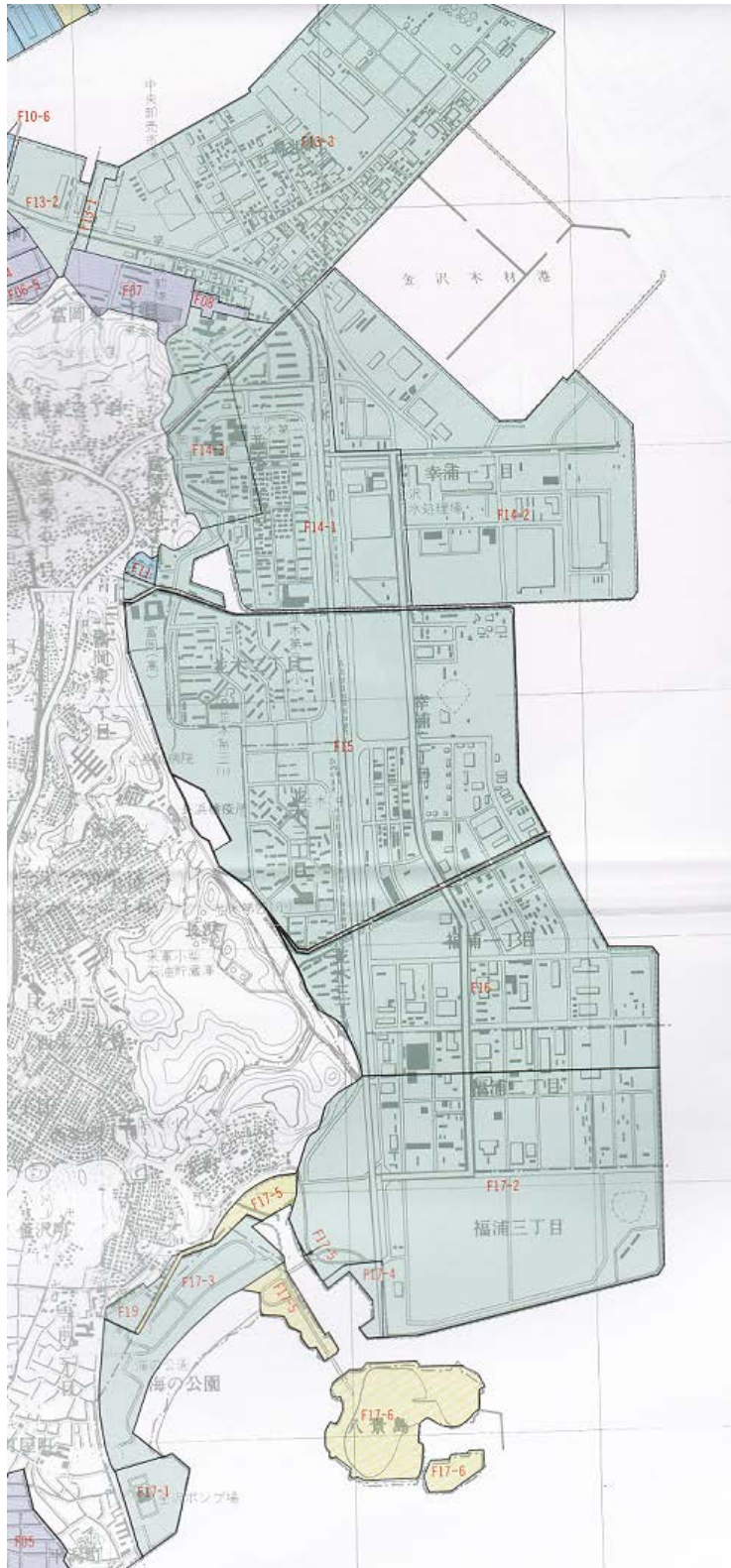
ただし第4条で、昭和40年1月1日以後に埋立竣功認可のあった埋立地で、工業の用に供する目的をもって免許を受けたものを除く、また昭和40年1月1日以前に埋立て免許のあったものは内閣総理大臣が関係各大臣と協議して指定する、とした。その別表第二で、中区から新山下町及び昭和35年10月25日（山下町地先埋立で昭和33年から昭和37年まで）、昭和36年3月31日（根岸湾第1期埋立で新磯子町）又は昭和38年12月24日（根岸湾第1期埋立で日本石油用地）に公有水面埋立法第22条の竣功認可のあった埋立地を除く、とされた。根岸湾埋立2期免許は昭和42年7月7日で、竣功は昭和46年1月14日でこの時点では存在しない。

- 1964（昭和39）年12月、六大事業提案、横浜工業の再編成戦略として金沢地先埋立事業を提案した。埋立地が工業等制限区域から除外される可能性についての情報と、西武による埋立申請の動きを察知していたと考える。
- 1966（昭和41）年5月、市総合計画で金沢地先埋立地を既成市街地の合理的改造に使うことを表明した。
- 1968（昭和43）年8月26日、金沢地先埋立事業に第1回ドイツマルク公債、2回目1969年、3回目1971年。
- 1970（昭和45）年、「京浜地区都市開発調査委員会」（高山英華委員長）、首都圏基本計画に生かされる。横浜市による調査で、学識経験者・建設省・運輸省・通産省・経企庁・国鉄・川崎市が参画している。三菱移転跡地（みなとみらい）を首都圏の重要な核として位置づけた。首都圏基本計画への影響力を狙う。現物未発見。
- 1972（昭和47）年9月19日閣議決定により首都圏整備法施行令等の一部を改正する政令が制定され並びに工業等制限法も改正された。京浜臨海部を追加したが、工業等制限法施行令附則4項改正で金沢地先（部分）を除外する。政令の施行の日以後に竣功認可で国際復興開発銀行等からの外債受入れで政府保証の地方債を財源としているものは「6年間」除外するとされ、埋立地の竣功認可日付が重要となる。そして、工業等制限法の対象となる「工場」をもつ埋立地F16は1977（昭和52）年9月19日竣功認可、埋立地F17-2は1980（昭和55）年3月31日竣功認可、それから工場の移転工事が始まり、1981年・1982年度で工場の協働組合団地が6年以内で現地に完成している。
- 1976（昭和51）年11月、首都圏基本計画第三次基本計画（昭和51年度から61年度）で、東京大都市地域は「地域の中心性を有する各都市の育成に進め核都市等からなる多極構造の広域都市複合体として形成」するとした。
- 1983（昭和58）年から工業等制限法も緩和方針に転換する。
- 1997（平成9）年、横浜市「京浜臨海部再編成整備マスタープラン」、神奈川県「京浜臨海部再編整備基本構想」、工場立地法一部改正した。
- 1999（平成11）年3月、臨海部すべてが工業等制限区域から除外、ただしこの時点で、金沢地先埋立地の一部は制限区域内で、その他は除外区域となっていた。港湾局埋立図にいうF16とF17-2は共に除外区域のままとなる。

- 2002（平成14）年7月12日、工業等制限法廃止となる。



▲工業等制限区域（注）京浜臨海部が除外となる1999（平成11）年直前の区域図と考えられる。金沢地先埋立地では、制限区域と除外区域が存在する。出典：国土審議会・第二回首都圏整備分科会資料「工業



▲出典：横浜市港湾局臨海開発部、横浜の埋立、添付図面「横浜の埋立変遷図」、1992年3月31日



F14-1 (制限区域内):横浜市金沢下水処理場と住宅地、F14-2 (除外区域):三菱重工移転用地(下半分)と物流業用地(上半分)、F-15 (制限区域内):横浜市資源循環局金沢工場・シーサイドライン車両基地(上半分海側)と金沢卸団地(物流系、下半分海側)と住宅団地(内陸側)、F-16 (除外区域):金属系工場と化学系工場、F17-2 (除外区域):日本発条横浜工場と東洋電機製造横浜工場そして横浜市立大学医学部(医学部部分のみが制限区域内)







▲出典：東京地図出版株式会社、ワイドミリオン、2007年1月10日